

グループ保険【契約概要】

団体定期保険

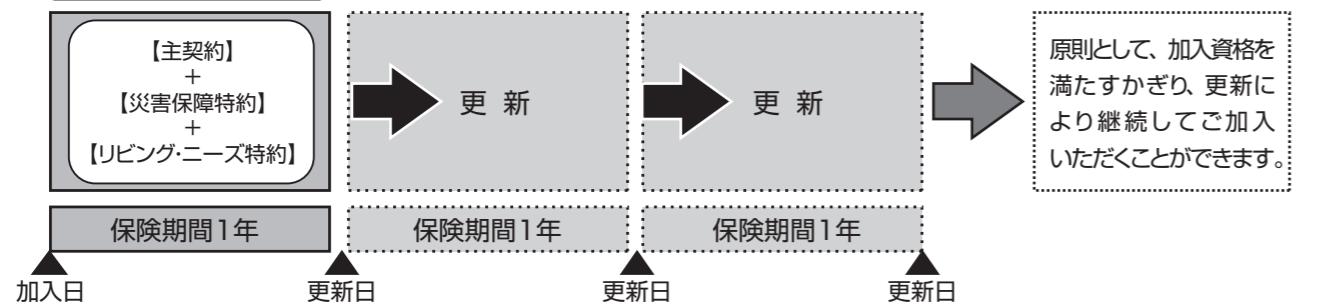
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ(ご意向)に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者(被保険者)の死亡・高度障がいに対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。
- 災害保障特約により、ご加入者(被保険者)の不慮の事故による死亡に対する保障が充実し、不慮の事故による障がい・入院に対する保障も確保できます。
- 受取人の希望により、保険金を一時金として受取るだけではなく、年金として受取ることもできます。
- リビング・ニーズ特約により、保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合にも保険金の受取りが可能ですが、ただし、こども特約は対象外です。

しくみ図(イメージ)



2.主な保障内容と保障額

以下の場合に、保険金・給付金をお支払いします。

【主契約】

死亡保険金	保険期間中に、死亡された場合
高度障がい保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の病気またはケガによって、所定の高度障がい状態になられた場合

※死亡保険金・高度障がい保険金のいずれかのお受取りがある場合、保障は終了します。

死亡保険金と高度障がい保険金は、重複してお受取りになれません。

【災害保障特約】

災害保険金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に死亡された場合、または加入日(*)以後に発病した所定の感染症により死亡された場合
障がい給付金	保険期間中に、加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内に所定の身体障がい状態になられた場合
入院給付金	加入日(*)以後の所定の不慮の事故によるケガにより、その事故の日から180日以内かつ保険期間中に所定の入院を開始され、その入院日数が5日以上となった場合

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、加入日を増額日と読み替えます。

※災害保障特約のお受取りに関する制限につきましては、パンフレット等の該当箇所をご確認ください。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

【リビング・ニーズ特約】

リビング・ニーズ特約保険金

保険期間中に余命6カ月以内と判断される場合に、死亡保険金のうち指定のあった金額をお支払いします。

※被保険者がこどもの場合、リビング・ニーズ特約保険金はお受取りになれません。

※リビング・ニーズ特約保険金をお支払いした場合、死亡保険金額はお支払いした金額分だけ減額されます。

※保障額の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

3.保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本 人：団体の所属員等で新規加入(増額)は、年齢14歳6カ月超60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

配 偶 者：本人の配偶者で新規加入(増額)は、年齢満16歳以上60歳6カ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6カ月以下の方。

こ ん も：本人の扶養するこどもで年齢2歳6カ月超22歳6カ月以下の方。

※配偶者・こどものみで加入することはできません。

※年齢は効力発生日現在の年齢です。

※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成30年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

- 1年ごとに收支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が生命保険会社と締結した団体定期保険契約に基づいて運営します。
※引受保険会社の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険コールセンターまでお問合せください。募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。
(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)

- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。

- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなご相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合について、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

団体定期保険(災害関係特約付リビング・ニーズ特約付)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、「パンフレット」「契約概要」「正しく告知いただくために」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読み替えます。

1.クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要な事項

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます)
傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いたしたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。
- 後日、保険金・給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。
※告知に関しては、「正しく告知いただくために」にて必ず詳細をご確認ください。

3.責任開始期

- 引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、または「パンフレット」等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4.保険金・給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、保険金・給付金をお支払いしないことがあります。
例えば、
 - (1)次のいずれかにより保険金・給付金の支払事由に該当した場合
 - ・加入日(*)からその日を含めて1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - ・被保険者の所定の危険職務または危険競技(練習を含みます。)を原因とする事故によるとき(注1)
 - ・保険契約者、被保険者、保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき
 - ・保険契約者、被保険者、指定代理請求人の故意によるとき
 - ・戦争その他の変乱によるとき
 - (2)高度障がい状態等の原因となる傷病等が加入日(*)前に生じている場合
 - ・高度障がい保険金や特約の保険金・給付金のお支払いは、その原因となる傷病や不慮の事故等が加入日(*)以後に生じた場合に限りります
 - (3)告知義務違反による解除(注2)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - (4)詐欺による取消(注2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (5)不法取得目的による無効(注2)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (6)保険契約が失効(注2)した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
 - (7)重大事由による解除(注2)の場合
 - ・次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
ただし、以下の③の事由にのみ保険金受取人だけが該当した場合で、複数の保険金受取人のうちの一部の保険金受取人が以下の③の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その保険金受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金受取人にお支払いします。

※災害関係特約とは、次の特約のことといいます。
・災害保障特約
・傷害特約
・災害割増特約
・交通災害特約
・労働災害保障特約

- ①保険契約者、被保険者(死亡保険金の場合は被保険者を除きます。)または保険金・給付金受取人が保険金・給付金(死亡保険金の場合は、他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②この保険契約の保険金・給付金の請求に関し、保険金・給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき
 - ③保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - ④上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき
- (注1)交通災害特約が付保されている場合のみとなります。(注2)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 本人の配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日、本人について高度障がい保険金が支払われた場合には、本人が高度障がい状態に該当された日
主契約の死亡保険金額の全部がリビング・ニーズ特約保険金額として指定され、その特約保険金が支払われた場合は、お支払いに必要な書類が事務幹事会社に到着した日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。
- 退職等の事由により脱退される場合、2年を超えて継続して被保険者であった方は、所定の条件のもと新たな告知や診査等を省略して個人保険に加入できます。詳細はパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。

6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.共同取扱契約

- この団体定期保険契約が共同取扱契約の場合(この団体定期保険契約を複数の引受保険会社でお受けしている場合)は、事務幹事会社が他の引受保険会社から委任を受けて事務を行いますが、引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じて保険契約上の権利を有し義務を負い、相互に連帯して責任を負うものではありません。
なお、将来引受保険会社および引受割合は変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られます。ただし、この場合にも、保険金額・給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。
(お問合せ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820 ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>
月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時

9.保険金・給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、パンフレット等に記載しておりますので、ご確認ください。なお、保険金・給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、保険金・給付金をお支払いする必要がありますので、保険金・給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金・給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 保険金・給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によつては、他の保険金・給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

10.指定代理請求制度に関する留意事項

- リビング・ニーズ特約保険金について、受取人がご請求できない特別の事情がある場合、被保険者があらかじめ指定した指定代理請求人が団体を経由してご請求することができます。
詳しくはパンフレットの「受取人」項目に記載しておりますのでご確認ください。
- 指定代理請求人に対し、お支払事由および代理請求できる旨、お伝えください。

11.ご相談窓口等

- 【契約概要】の10.ご相談窓口等をご確認ください。

正しく告知いただくために

団体定期保険

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは保険金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1. 健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。この保険に新たにご加入もしくは保険金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導することはできません。

2. 生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3. 傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4. 告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、保険金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することができます。(※)
- 責任開始日から1年を経過していても、保険金等のお支払事由が1年以内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することができます。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、保険金等のお支払事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は返戻しません。
(ただし、保険金等のお支払事由が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、保険金等のお支払いをいたします。)
- (※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でもご契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することができます。
※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、保険金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は返戻しません。また、高度障がい保険金、災害保険金、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故等が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

5. 後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、保険金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6. 「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

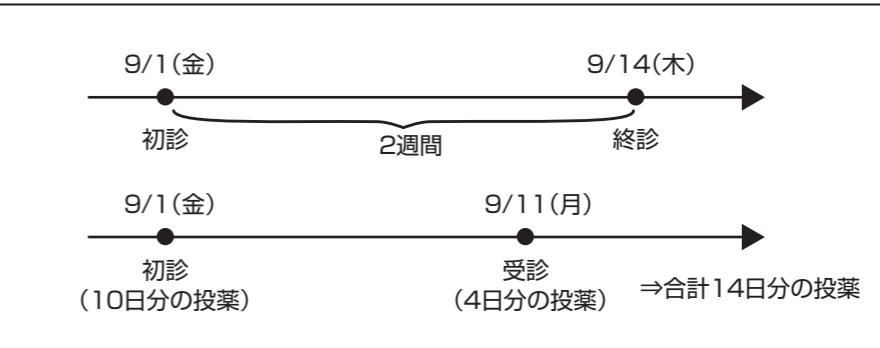
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

- 1.申込日現在、健康上の理由で就業制限^{※1}を受けていますか。(配偶者・子どもの場合、申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬^{※2}を受けたことがありますか。)
- 2.申込日から過去1年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または継続して2週間以上の入院をしたことがありますか。
- 3.申込日から過去1年以内に、病気やけがで2週間以上にわたり^{※3}、医師の治療・投薬^{※2}を受けたことがありますか。

<補足説明>

- *1 「就業制限」とは、勤務先または医師等により欠勤(公休・普通休暇等によるものも含む)を指示されている場合などをいいます。
- *2 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *3 「2週間以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が2週間以上の場合をいいます。たとえば、受診は2日でも、その間が2週間以上の場合や、合計2週間分以上の投薬を受けた場合は、「2週間以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院
- ・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の団体窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けできることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、団体窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

- 「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

- 「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能ですが、追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する団体窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容	団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○
障がい給付金	被保険者が不慮の事故により所定の身体障がいの状態になられた場合	○
入院給付金(病気による)	被保険者が病気により所定の入院をされた場合	○
入院給付金(災害による)	被保険者が不慮の事故により所定の入院をされた場合	○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合	○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合	○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
不慮の事故により入院した。

不慮の事故により所定の入院をされた場合、団体定期保険・総合医療保険（団体型）のそれぞれで入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。
注）団体定期保険で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金をお受取りいただけません。

【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求いただいているないケースがみられます。
障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際に障がい給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

総合医療保険【契約概要】

総合医療保険(団体型)

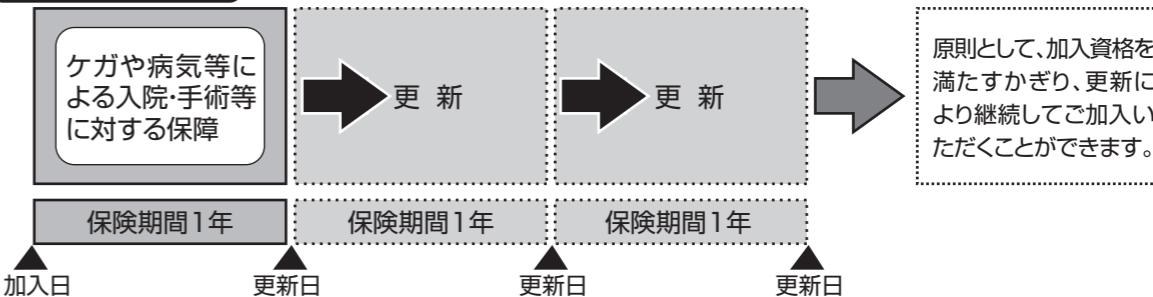
この「契約概要」は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、「契約概要」に記載の保障内容等は、概要を示しています。その他詳細につきましては、パンフレット・「注意喚起情報」・「正しく告知いただくために」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

ご自身が選択された保障額・保険料、および、その他の商品内容がニーズ（ご意向）に合致しているか、お申込み前に必ずご確認ください。

1.この保険の特徴

- この保険は、団体を契約者とし、その所属員等のうち希望される方にご加入いただく団体保険です。
- 保険期間1年の定期保険で、原則として、加入資格を満たすかぎり、更新により継続してご加入いただくことができます。
- ご加入者（被保険者）の保険期間中のケガや病気等による入院・手術等に対する保障を確保できます。
- 保険料は毎年算出し、更新日から適用します。保険料は更新時の保険年齢等により変更します。

しくみ図（イメージ）



2.主な保障内容と保障額

保険期間中に以下の支払事由に該当されたときにお支払いします。

給付金のお支払いにあたっては、原因となるケガや病気が加入日（※2）以後に生じることが必要となります。

（※）その被保険者についてこの保険契約上の責任が開始した日をいい、増額部分については加入日を増額日と読み替えます。

給付の名称	お支払事由	お支払額	お支払限度 ※1
入院給付金	ケガや病気等により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	[1回の入院 ※2] 124日 [通算] 1,095日
手術給付金 (20倍)※3	1泊2日以上継続した入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 20	—
手術給付金 (5倍)※3	外来または日帰り入院中に、公的医療保険制度の対象となる手術または先進医療に該当する手術等を受けられたとき	入院給付金日額 × 5	通算30回
放射線治療 給付金	公的医療保険制度の対象となる放射線治療または先進医療に該当する放射線照射・温熱療法を受けられたとき	入院給付金日額 × 10	通算なし (60日の間に1回)

※1 お支払限度については、更新前後の支払日数（回数）を通算します。

※2 入院を2回以上された場合でも、最終の入院の退院日の翌日からの経過日数等によっては1回の入院とみなす場合があります。

※3 一部の所定の手術については、お支払いの対象外となります。<対象外の手術の例>・「創傷処理」「皮膚切開術」等

また、同一の日に複数回の手術を受けられた場合には、1つの手術についてのみがお支払いの対象となります。

この場合、手術給付金（20倍）が支払われるときは、手術給付金（5倍）のお支払いはいたしません。

※保障額・保障内容に関する詳細、「給付金のお受取りにあたっての日数制限」や上表の注記（※1～※3）等の制限事項の詳細については、パンフレット、「ご加入のみなさまへ」等の該当箇所を必ずご確認ください。

3.保険料

- 保険料は、毎年の更新時に、ご加入者(被保険者)の加入状況等に基づき、契約(団体)ごとに算出し、変更します。
- ※保険料の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

4.加入資格

本 人：公的医療保険制度に加入している団体の所属員等で
新規加入(増額)は、年齢17歳6ヶ月超60歳6ヶ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6ヶ月以下の方。

配偶者：本人と生計を一にする配偶者の方で
新規加入(増額)は、年齢17歳6ヶ月超60歳6ヶ月以下の方。
継続加入は、年齢70歳6ヶ月以下の方。

こども：本人と生計を一にするこどもで年齢0歳以上22歳6ヶ月以下の方。

※配偶者・こどものみで加入することはできません。

※年齢は効力発生日現在の年齢です。

※加入資格の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

5.保険期間

- 保険期間は効力発生日～平成30年6月30日までです。以降は毎年7月1日を更新日とし、保険期間1年で更新します。
- ※実際に加入される方の保険期間、更新の条件の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

6.受取人

- 受取人の詳細はパンフレット等の該当箇所をご確認ください。

7.配当金

- 1年ごとに収支計算を行い、剩余金が生じた場合は、配当金をお受取りになります。配当金のお受取りがある場合、実質負担額(年間払込保険料から配当金を控除した金額)が軽減されます。
- ※ご加入や脱退の時期等により配当金をお受取りになれない場合があります。

8.脱退による払戻金

- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

9.制度運営および引受保険会社

- 当制度は、契約者である団体が日本生命保険相互会社と締結した総合医療保険(団体型)契約に基づいて運営します。

10.ご相談窓口等

- お手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険センターまでお問合せください。
- 募集期間後のご照会・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁判審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

特にご注意いただきたい事項【注意喚起情報】

総合医療保険(団体型)

この「注意喚起情報」は、ご加入(*)のお申込みに際して特にご注意いただきたい事項を記載しております。お申込み前に必ずお読みいただき、内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。また、お支払事由等および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項その他詳細につきましては、パンフレット・「契約概要」・「ご加入のみなさまへ」等を必ずご参照ください。

(*)保障額を増額する場合、増額部分については、ご加入を増額、加入日を増額日と読み替えます。

1.クーリング・オフ

- この保険契約は、団体を契約者とする保険契約であり、ご加入(*)のお申込みにはクーリング・オフの適用はありません。

2.告知に関する重要事項

- 健康状態等について、被保険者となられる方ご本人が事実のありのままを、正確にもれなく告知してください。(これを告知義務といいます)
本人(主たる被保険者)のお申込みにあたり、複数名記入できる連記式の「申込書兼告知書」を使用する場合は、保険契約者が告知してください。1名ずつ記入いただく「申込書兼告知書」を使用する場合は被保険者となられる方ご本人が告知してください。告知内容によっては、ご加入(*)をお断りすることがあります、傷病歴等があった場合でも、全てのご加入(*)のお申込みをお断りするものではありません。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)、団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことになりません。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知してください。
- 告知義務に違反された場合は、ご加入(*)を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。
- 後日、給付金をご請求の際に、告知内容等を確認させていただくことがあります。

3.責任開始期

- 引受保険会社がご加入(*)を承諾した場合、所定の加入日(*)から保険契約上の責任を負います。
ただし、被保険者の数が引受保険会社の定める数に満たない場合は、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)
※所定の加入日(*)については、「申込書兼告知書」、またはパンフレット等に記載された「効力発生日」です。
- 引受保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)には、ご加入(*)を承諾する権限がありません。

4.給付金をお支払いしない場合等

- 次のような場合、給付金をお支払いしないことがあります。
例えば、
 - (1)次のいずれかにより給付金の支払事由に該当した場合
 - ・保険契約者、被保険者または給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - ・被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・被保険者の薬物依存によるとき
 - ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものによるとき(原因の如何を問いません。)
 - (2)原因となる疾病や不慮の事故が加入日(*)前に生じている場合
 - ※ただし、加入日(*)からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき等は、加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
 - (3)告知義務違反による解除(注)の場合
 - ・引受保険会社が告知を求めた事項について保険契約者または被保険者から告知していただいた内容が、故意または重大な過失によって事実と相違し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が告知義務違反により解除されたとき
 - (4)詐欺による取消(注)の場合
 - ・保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (5)不法取得目的による無効(注)の場合
 - ・保険契約者または被保険者に給付金の不法取得目的があって、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)
 - (6)保険契約が失効(注)した場合
 - ・保険契約者から保険料の払込みがなく、この保険契約が効力を失ったとき
 - (7)重大事由による解除(注)の場合
 - 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - ①保険契約者、被保険者または給付金受取人が給付金を詐取する目的または、他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
 - ②この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき
 - ③保険契約者、被保険者または給付金受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき
 - (ア)暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

- (イ)反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
 - (ウ)反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - (エ)反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - (オ)その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- ④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

●以下のいずれかによって給付金の支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払いしないことがあります。

- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

(注)解除、取消、無効または失効の場合、ご加入を継続できません。

5.この保険契約から脱退いただく場合

- 本人(主たる被保険者)が加入資格を失われた場合には、保険期間の途中であってもその日にこの保険契約から脱退となります。
- 配偶者・子どもが加入されている場合、配偶者は次の①または②に定める日、子どもは次の①または③に定める日にこの保険契約から脱退となります。
 - ①本人の脱退日・死亡日
 - ②加入資格を失われた日
 - ③更新日に子どもが加入資格を失われている場合はその更新日の前日
- この保険契約には、被保険者が脱退された場合の払戻金はありません。

6.制度内容の変更

- 団体の福利厚生制度の変更等により、制度内容が変更される場合があります。また、これに伴い、保険料率や付保特約、給付内容、加入資格等が変更される場合があります。

7.法令等の改正に伴う変更

- この保険契約の支払事由、保険料その他この保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することがあります。

8.生命保険契約者保護機構

- 引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。引受保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、給付金額等が削減されることがあります。
- 保険契約者保護の措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問合せください。

(お問い合わせ先) 生命保険契約者保護機構 TEL 03-3286-2820
月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～正午、午後1時～午後5時
ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

9.給付金のお支払いに関する留意事項

- お支払事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等については、「ご加入のみなさまへ」に記載しておりますので、ご確認ください。なお、給付金のご請求は、団体経由で行っていただく必要があります。ご請求に応じて、給付金をお支払いする必要がありますので、給付金のお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金のお支払いの可能性があると思われる場合や、お支払いに関してご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに団体のご相談窓口にご連絡ください。
- 給付金のお支払事由が生じた場合、ご加入の契約内容によっては、他の給付金等のお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。
- 給付金をお支払いする場合またはお支払いしない場合等の事例については、以下のニッセイのホームページをご参照ください。
(<http://www.nissay.co.jp/hojin/oshirase/hokinuketori/>)

10.ご相談窓口等

- 手続きや当制度の内容に関する募集期間中のお問合せにつきましては、パンフレット等に記載のニッセイ団体保険センターまでお問合せください。
募集期間後のご照会・苦情につきましては、パンフレット等に記載の団体窓口までお問合せください。(なお、募集期間後の引受保険会社へのご要望・苦情につきましては、同じくパンフレット等に記載の日本生命窓口までご連絡ください。)
- この商品に係る指定紛争解決機関は一般社団法人生命保険協会です。
- 一般社団法人生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
(「生命保険相談所」・「連絡所」の連絡先は、ホームページアドレス <http://www.seiho.or.jp/> をご覧ください。)
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

正しく告知いただくために

総合医療保険(団体型)

- ◆生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態のよくない方等が無条件にご加入されますと、保険料負担の公平性が保たれません。
- ◆この保険への新たなご加入もしくは給付金額等の増額のお申込みをお引受けできるのは、「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」に対する答えが全て「いいえ」となる方です。以下に、被保険者となられる方に正しく告知いただくための重要な事項について記載しておりますので、お申込みいただく前に必ずご確認ください。

1.健康状態等について、被保険者ご本人がありのままを告知してください。(告知義務)

- 現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といいます。
この保険に新たにご加入もしくは給付金額等の増額をお申込みいただく際には、加入申込者ご本人に告知(確認)いただく義務があります。
- 過去の傷病歴(傷病名・治療期間等)、現在の健康状態、身体の障がい状態について、「申込書兼告知書」でおたずねすることを十分ご確認のうえ、お申込みください。
- 告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について、事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

2.生命保険会社の職員等に口頭でお伝えいただいただけでは告知されたことになりません。

- 告知をお受けできる権限(告知受領権)は、生命保険会社が有しています。必ず指定された書面(「申込書兼告知書」等)にて告知いただくようお願いいたします。
- 生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・団体事務担当者等に口頭でお伝えまたは資料提示されただけでは告知いただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

3.傷病歴等があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。

- 生命保険会社では、契約者間の公平性を保つため、被保険者の健康状態等に応じたお引受けの判断を行っていますが、傷病歴があった場合でも、全てのご加入・増額等のお申込みをお断りするものではありません。詳細については、「6.『申込書兼告知書』の質問事項とその補足説明」をご確認ください。

4.告知義務に違反された場合は、ご加入・増額等のお申込内容を解除させていただき、給付金等をお支払いできないことがあります。

- 告知いただく事項は、「申込書兼告知書」等に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知いただけなかったり、事実と異なることを告知された場合、責任開始日から1年以内であれば、生命保険会社は「告知義務違反」としてお申込みいただいた内容を解除することができます。(※)
- 責任開始日から1年を経過していても、給付金等のお支払事由が1年内に発生していた場合には、お申込みいただいた内容を解除することができます。
- お申込みいただいた内容を解除した場合には、給付金等のお支払事由が発生していても、これを支払いすることはできません。また、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。
(ただし、給付金等のお支払事由発生が解除の原因となった事実にもとづかない場合には、給付金等のお支払いをいたします。)

(※)告知にあたり、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合、または事実と異なることを告げることを勧めた場合、生命保険会社はお申込みいただいた内容を解除することはできません。
こうした、生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)の行為がなかった場合でも、契約者または被保険者が、生命保険会社が告知を求める事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められる場合、生命保険会社は、お申込みいただいた内容を解除することができます。

※「告知義務違反」としてお申込内容を解除させていただく場合以外にも、給付金等をお支払いできないことがあります。
たとえば、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消を理由として、給付金等をお支払いできないことがあります。この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。
また、給付金等については、原因となる傷病や不慮の事故が責任開始日前に生じている場合は、その傷病や不慮の事故について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。
ただし、給付金等のお支払いにあたっては、責任開始の日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したとき、手術を受けたとき等は、告知義務違反等により契約または特約が解除される場合を除き、その入院・手術等は責任開始日以降の原因によるものとみなします。

5.後日、告知内容等を確認させていただくことがあります。

- 生命保険会社の職員または生命保険会社で委託した者が、給付金等のご請求の際、お申込内容、告知内容、請求内容について、確認させていただくことがあります。また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認させていただくことがあります。

6.「申込書兼告知書」の質問事項とその補足説明

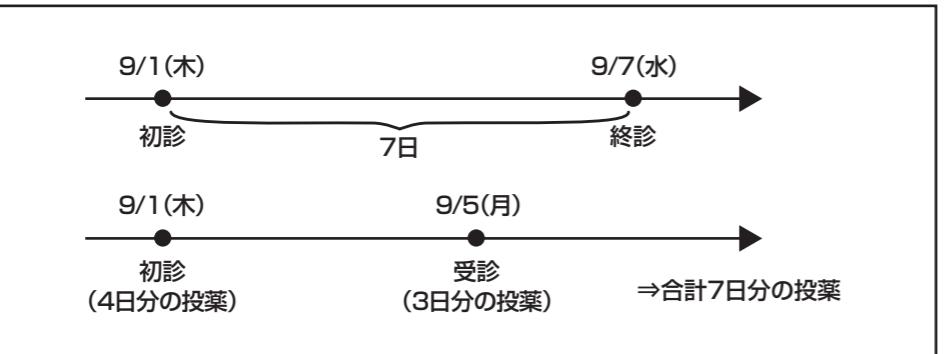
- 新規加入・増額する申込者それぞれがパンフレット等に記載の加入資格を満たしていること、および「申込書兼告知書」の裏面(※)に記載されている質問事項をご確認のうえ、告知ください。
(※)「申込書兼告知書」によっては、質問事項が裏面ではなく表面に記載されている場合もあります。
- 主たる被保険者(本人)が新規加入・増額する申込者の告知内容(質問事項に対する答え)をとりまとめのうえ、「申込書兼告知書」の該当箇所にとりまとめ結果を記入のうえ、ご提出ください。
- 「申込書兼告知書」をご提出いただく際には、加入勧奨時に通知・配付された説明資料等に記載された重要事項(「契約概要」「注意喚起情報」を含む)、医療保障保険内容登録制度ならびに個人情報の取扱い等を必ずご確認いただき、告知内容が事実に相違ないことを確認のうえ、「申込印(告知印)」欄に押印ください。
- 「申込書兼告知書」に記載の「質問事項」は以下のとおりです。

《質問事項》

- (1)申込日から過去3カ月以内に、医師の治療・投薬*1を受けたことがありますか。
- (2)申込日から過去5年以内に、病気やけがで手術を受けたこと、または7日以上にわたり*2、医師の治療・投薬*1を受けたことはありますか。

《補足説明》

- *1 「医師の治療・投薬」とは、医師による診察・検査・治療・投薬のほか、指示・指導を含みます。
(注)一過性の軽微な疾患(かぜ、アレルギー性鼻炎、歯治療)、手足の骨折によるものは含みません。
- *2 「7日以上にわたり」とは、初診から終診までの期間が7日以上の場合をいいます。
たとえば、受診は2日でも、その間が7日以上の場合や、合計7日分以上の投薬を受けた場合は、「7日以上」となります。



(注1) 以下のような内容は、告知書に記載している事項に該当しないので、告知いただく必要はありません。

- ・医師の指示でなく、自分で市販のかぜ薬を服用した
- ・健康増進のため、ビタミン剤を飲んでいる
- ・歯科医師による虫歯の治療、抜歯
- ・妊娠(正常)による入院
- ・健康診断や人間ドックで「要経過観察」と指摘された

(注2) 「質問事項」に対する答えが「はい」となる場合や答えに迷われる場合は、別途、「被保険者の告知書」を当制度の窓口からお取寄せいただき、ご提出ください。お申込みいただいた内容をお断りすることもございますが、お申込みいただいた内容どおりでお引受けされることもあります。

「被保険者の告知書」をご提出される際には、告知事項等をもれなく記入いただき、「申込書兼告知書」とあわせて、窓口経由生命保険会社へご提出ください。(この場合、「申込書兼告知書」についてもお申込内容をご記入のうえ、「申込印(告知印)」を押印ください。)

●「申込書兼告知書」等への記入の有無にかかわらず、当社で保有するお客様情報により、ご加入もしくは増額等をお断りすることがあります。

●「申込書兼告知書」をご提出された後、告知すべき何らかの事実を思い出された場合には、追加して告知いただくことが可能です。追加の告知(「被保険者の告知書」の提出)が必要な場合は、当制度に関する窓口経由生命保険会社にお申し出ください。ただし、追加して告知いただいた内容によっては、お申込みいただいた内容がお引受けできなくなる場合があります。

総合医療保険(団体型)ご加入のみなさまへ 〈お申込みの前に必ずお読みください。〉

I. 「医療保障保険契約内容登録制度」について

あなたの契約内容が登録されます。
なお、以下の記載における医療保障保険(団体型)には、新医療保障保険(団体型)、およびこの保険契約[総合医療保険(団体型)]を含むものとします。

当社[日本生命保険相互会社]は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます。)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかつたときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただく期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者はまたは被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に違反して登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続きに従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めるることができます。上記各手続きの詳細について、当社にお問合せください。

【登録事項】

- ①被保険者の氏名、生年月日および性別
- ②保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
- ③治療給付率
- ④入院給付金日額
- ⑤保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
- ⑥保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします。)
- ⑦契約日
その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することができます。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<http://www.seijo.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

II. 給付金のお支払いについて

1. 入院給付金・手術給付金・放射線治療給付金について

保険期間中、被保険者が次の支払事由に該当された場合に、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金をお支払いします。

また、入院給付金、手術給付金(20倍)、手術給付金(5倍)、放射線治療給付金の受取人は本人(主たる被保険者)となります。

給付の名称	支払事由	支払額	支払限度(*1)
入院給付金	ケガや病気、または骨髄幹細胞の採取術により1泊2日以上継続して入院をされたとき	入院給付金日額 × 入院日数	・1回の入院についての限度日数は加入勧奨パンフレット等にてご確認ください ・通算1,095日
手術給付金(20倍)	1泊2日以上継続した入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 20	お支払限度はございません
手術給付金(5倍)	外来または日帰り入院中に手術(*2)(*3)を受けたとき	入院給付金日額 × 5	通算して30回を限度 ただし、手術給付金(20倍)が支払われる場合は除きます
放射線治療給付金	放射線治療(*2)を受けたとき	入院給付金日額 × 10	お支払限度はございません ただし、60日の間に1回のお支払いとなります

* 1 給付限度については、更新前後のお支払日数(回数)を通算します。

* 2 公的医療保険制度(別表1)(以下「公的医療保険制度」といいます。)の対象となるものまたは先進医療(別表6)(以下「先進医療」といいます。)に該当するものに限ります。

* 3 骨髄幹細胞の採取術を含みます。

2. お支払いの対象となる入院について

被保険者が、保険期間中に次の(1)または(2)に定める入院をされたときに、給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす入院をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病(別表2に記載する異常分娩を含みます。)を直接の原因とする入院であること
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

②傷害または疾病の治療を目的とする入院であること
医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。)または歯科医師による治療(柔道整復師による施術を含みます。)が必要であり、かつ、自宅等(病院または診療所以外の施設を含みます。)での治療または通院による治療によっては治療の目的を達成することができないため、病院または診療所に入り、常に医師または歯科医師の管理下において治療に専念することをいいます。

(注)美容上の処置による入院、治療を主たる目的とした診療のための検査による入院、介護を主たる目的とする入院等は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

③1泊2日以上の継続した入院であること

④別表3に定める病院または診療所における入院であること

(2)次のすべての条件を満たす入院をしたとき

①骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)
(注)骨髄幹細胞の採取術を直接の目的とする入院であること(ただし、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後の入院に限るものとし、その入院中に骨髄幹細胞の採取術を受けることを要します。)

②1泊2日以上の継続した入院であること

③別表3に定める病院または診療所における入院であること

3. 入院給付金の支払に関するその他の事項

(1)2回以上入院をされた場合
それぞれの入院の原因の如何を問わず、1回の入院とみなします。ただし、入院給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日より日を含めて180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

(2)入院中に入院給付金額の減額があった場合
入院中に入院給付金額の減額があった場合には、入院給付金の支払額は入院中の日々現在の入院給付金額に基づいて計算します。

(3)入院中に保険期間が満了した場合
入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金額は、保険期間の満了日のそれと同額となります。

4. お支払いの対象となる手術について

被保険者が保険期間中に次の(1)または(2)に定める手術を受けたときに、手術給付金をお支払いします。

(1)次のすべての条件を満たす手術をしたとき

①その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故または発病した疾病(異常分娩を含みます。)を直接の原因とした手術であること
(注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に手術を受けたときは、その手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

②治療を直接の目的とした、病院または診療所における手術であること
病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。

(注)美容整形上の手術、疾病を直接の原因とした不妊手術、診断・検査(生検、腹部鏡検査等)のための手術等は、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。また、移植については、被保険者が受容者となる手術に限るものとします。

③次の(a)(b)いずれかの手術であること
(a)公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表(別表4)(以下「医科診療報酬点数表」といいます。)によって手術料の算定対象として列挙されている手術(公的医療保険制度に基づく歯科診療報酬点数表(別表5)(以下「歯科診療報酬点数表」といいます。))によって手術料の算定対象として列挙されている手術については、医科診療報酬点数表においても手術料の算定対象として列挙されている手術以外は含まれません。ただし、次に定めるものを除きます。

(i) 創傷処理
(ii) 皮膚切開術
(iii) デブリードマン
(iv) 骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
(v) 外耳道異物除去術
(vi) 鼻内異物摘出術
(vii) 抜歯手術
(b) 先進医療に該当する診療行為のうち、器具を用い、生体に切断、摘除、修復等の操作を加える手術。ただし、次に定めるものを除きます。
(i) 歯、義歯または歯肉の処置に伴う手術
(ii)(a)において、支払事由に該当する手術から除いているもの なお、検査、診断、計画、測定、試験、解析、検出、評価および検索を主たる目的とした診療行為ならびに輸血、注射、点滴、全身的薬剤投与、局所的薬剤投与、放射線照射および温熱療法による診療行為は含まれません。
(2) 次の①に定める骨髄移植術または②に定める骨髄幹細胞の採取術のいずれかを受けたとき ①(1)の①および②を満たす、医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている骨髄移植術であること ②別表3に定める病院または診療所における、その被保険者についての加入(増額)日からその日を含めて1年を経過した日以後に受けた骨髄幹細胞の採取術であること
5. 手術給付金の支払に関するその他の事項
(1) 同一の日に複数回手術を受けた場合(1つの手術を2日以上にわたって受けた場合には、その手術の開始日をその手術を受けた日とみなします。) お支払いの対象となる1つの手術についてのみ、手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。 この場合、手術給付金(20倍)と手術給付金(5倍)のお支払対象となる手術を同一の日に受けたときには、手術給付金(20倍)をお支払いします。
(2) 一連の手術を受けた場合 お支払いの対象となる同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術のうち給付金の高いいすれか1つの手術についてのみ手術給付金(20倍)または手術給付金(5倍)をお支払いします。
(3) 入院中に保険期間が満了した場合 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の手術については、お支払いの対象とはなりません。
6. お支払いの対象となる放射線治療について
被保険者が保険期間中に次のすべての条件を満たす放射線治療を受けたときに、放射線治療給付金をお支払いします。
(1) その被保険者についての加入(増額)日以後に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とする放射線治療であること (注)被保険者がその被保険者の加入(増額)日前に生じた不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として放射線治療を受けた場合でも、その被保険者の加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に放射線治療を受けたときは、その放射線治療は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。
(2) 治療を直接の目的とした、病院または診療所における放射線治療であること 病院または診療所とは、別表3に該当するものをいいます。
(3) 次のいずれかの放射線治療であること ① 医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術(医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている施術については、医科診療報酬点数表においても放射線治療料の算定対象として列挙されている施術以外は含まれません。) ② 先進医療に該当する放射線照射または温熱療法による施術
(4) すでに放射線治療給付金の支払事由に該当している場合 放射線治療給付金が支払われることとなった最後の施術日からその日を含めて60日経過後に受けた施術であること
7. 放射線治療給付金の支払に関するその他の事項
入院中に保険期間が満了した場合 保険期間中の入院とみなされる場合でも、保険期間満了後の放射線治療については、お支払いの対象とはなりません。

III. 給付金をお支払いできない場合等について

1. 次のような場合には、給付金のお支払いはできません。
- (1) 被保険者が次のいずれかにより支払事由に該当されたとき
 - ・保険契約者もしくはその被保険者の故意または重大な過失によるとき(注1)
 - ・その被保険者の犯罪行為によるとき
 - ・その被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
 - ・その被保険者の薬物依存によるとき(注2)
 - ・頸部症候群(いわゆる「むちむち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないものの(原因の如何を問いません。)
 - (2) 家族特約に加入されている配偶者・ごどもが、その主契約の被保険者(給付金受取人)の故意または重大な過失により支払事由に該当された場合にも、給付金のお支払いはできません。
 - (3) 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中の分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬・幻覚薬等を含みます。

(2) 入院または手術の原因となる疾病や不慮の事故が加入(増額)日前に生じている場合
※ただし、加入(増額)日からその日を含めて2年を経過した後に入院を開始し、または手術を受けたときは、その入院または手術は加入(増額)日以後の原因によるものとみなします。

(3) 保険契約者または被保険者が、故意または重大な過失により、引受保険会社が告知を求めた事項について、告知の際に事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたため、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

(4) 保険契約者または被保険者の詐欺により、この保険契約の締結・被保険者の加入等が行われたために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が取消されたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

(5) 保険契約者または被保険者が給付金を不法に取得する目的もしくは他人に給付金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約の締結・被保険者の加入等を行ったために、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が無効とされたとき(この場合、すでに払込まれた保険料は払戻しません。)

(6) 保険契約者から保険料の払込みがなくこの保険契約が失効したとき

(7) 次のような事由に該当し、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき(この場合、その事由が生じたとき以降に発生した給付金の支払事由については、給付金をお支払いしません。)

① 保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき

② この保険契約の給付金の請求に関し、給付金受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があつたとき

③ 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次の(ア)～(オ)のいずれかに該当するとき

(ア) 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます)、暴力団構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること

(イ) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること

(ウ) 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

(エ) 反社会的勢力により団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること

(オ) その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

④ 上記①②③の他、引受保険会社の保険契約者、被保険者または給付金受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①②③の事由と同等の重大な事由があるとき

(8) 支払事由に該当された際に、脱退等により被保険者でなくなっているとき

2. 次のような場合、給付金を削減してお支払いするかまたは給付金をお支払しないことがあります。

以下のいずれかによって支払事由に該当した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に影響を及ぼすとき

- ・地震、噴火または津波によるとき
- ・戦争その他の変乱によるとき

IV. 給付金のご請求について

- 給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに保険契約者へご連絡ください。
○ 請求書類は、保険契約者である団体に用意してあります。保険契約者を経由して当社へご提出ください。
○ 請求書類は、次のとおりです。
・当社所定の『給付金請求書』
・国内の病院または診療所の場合
- 当社所定の様式による『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』または所定の要件を満たした診断書

ただし、入院給付金または手術給付金を請求する場合は、以下の条件に該当する場合、「入院・手術・3大疾病診断書(証明書)」に代わり、「治療内容報告書」と「領収書のコピー」をあわせてご提出いただくことでご請求いただけます。

- (1) 入院給付金をご請求いただく場合
 - ・入院日数が30日以下、または給付金額が10万円以下であること。
 - ・すでに退院していること。
 - ・病気による入院の場合、ご加入(増額)から2年経過後の入院であること。

- (2) 手術給付金をご請求いただく場合
 - ・受けられた手術が1回のみであること。
 - ・病気による手術の場合、ご加入(増額)から2年経過後の手術であること。

く以下の場合は当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』のご提出が必要です。>
・先進医療または放射線治療を受けられた場合。
・労災保険や自賠責保険等の対象となり領収証に手術料の記載がない(健康保険の対象外)が、医科診療報酬点数表で手術料の算定対象として列挙されている手術を受けられた場合。

※なお、ご提出いただいた『治療内容報告書』にて、お支払可否が判断できない場合は、当社所定の『入院・手術・3大疾病診断書(証明書)』をご提出いただく場合があります。

・不慮の事故を原因とする場合

- 事故状況報告書
- 交通事故による場合、自動車安全センター発行の交通事故証明書
(ただし、入院給付金のみのご請求で、入院日数20日未満かつ退院後の請求の場合は省略可)

・海外の病院または診療所の場合

- 入院もしくは手術、放射線治療を受けられたとき、海外の医療施設が証明する診断書
※診断書の和訳文も添付願います。
- 不慮の事故を原因とする場合には、不慮の事故であることを証明する書類

くご注意>

○ 給付金の請求は、支払事由発生の時から3年間をすぎると、その権利がなくなります。

○ ご請求があった場合で、当社が必要と認めたときには事実の確認を行い、また給付金の請求について当社の指定する医師に診断を行わせることができます。

V. 法令等の改正に伴う変更について

この保険契約の支払事由、保険料その他のこの保険契約の内容(以下「支払事由等」といいます。)にかかるわる法令等の改正による公的医療保険制度等の改正があり、その改正がこの保険契約の支払事由等に影響を及ぼすと引受保険会社が認めた場合には、主務官庁の認可を得て、この保険契約の支払事由等を変更することができます。

VI. 当社からのお願い

被保険者の改姓・ご家族の異動などの場合には、すみやかに保険契約者を経由して当社へお知らせください。

VII. 個人情報の取扱いについて

この保険契約の運営にあたっては、保険契約者(以下、団体といいます。)および団体所属の事業所等(加盟企業・子会社等を含みます。以下同じ。)は加入対象者の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等)を取扱い、団体が保険契約を締結した引受保険会社へ提出します。団体・事業所等は、この保険契約の運営において入手する個人情報を、この保険契約の事務手続きのため使用します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険の引受け・継続・維持管理、給付金等の支払い、その他保険に閲連・付随する業務のため利用し、また、団体・事業所等へその目的の範囲内で提供します。また、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き団体・事業所等および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取扱われます。なお、引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。なお、団体等がこの保険契約の事務を委託する場合には、当該事務の受託会社も団体等と同様に個人情報を取扱います。

(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

別表1 公的医療保険制度

- 「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
1. 健康保険法
 2. 国民健康保険法
 3. 国家公務員共済組合法
 4. 地方公務員等共済組合法
 5. 私立学校教職員共済法
 6. 船員保険法
 7. 高齢者の医療の確保に関する法律

別表2 対象となる異常分娩

対象となる異常分娩とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものを伴う分娩とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
妊娠、分娩および産じょくく禱()における浮腫、たんぱく ⁺ 蛋白尿および高血圧性障がい	O10～O16
主として妊娠に関連するその他の母体障がい	O20～O29
胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題	O30～O48
分娩(単胎自然分娩(O80)を除きます。)	O60～O75
主として産じょくく禱()に関連する合併症	O81～O84
その他の産科的病態、他に分類されないもの	O85～O92
	O94～O99

別表3 病院または診療所

「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施設において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に關し施術を受ける場合には、その施設を含みます。), ただし、手術給付金および放射線治療給付金については、患者を入院させるための施設を有しないものを含みます。なお、介護保険法に定める介護老人保健施設および介護老人福祉施設ならびに老人福祉法に定める老人福祉施設および有料老人ホームは含まれません。
(2) 前号の場合と同等の日本国外にある医療施設

別表4 医科診療報酬点数表

「医科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている医科診療報酬点数表をいいます。

別表5 歯科診療報酬点数表

「歯科診療報酬点数表」とは、手術または放射線治療を受けた時点において

【ご加入の生命保険をご活用いただくために】

ご加入の商品と保障内容をお受取人の方へお伝えください！

【商品ごとの保障内容】

商品ごとの保障内容（お受取りの対象となる保険金・給付金）については、下表のとおりです。
なお、保障内容の詳細については、加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

保 障 内 容		団体定期保険	総合医療保険 (団体型)
死亡保険金	被保険者が死亡された場合	○	
災害保険金	被保険者が不慮の事故または所定の感染症により死亡された場合	○	
高度障がい保険金	被保険者が所定の高度障がい状態になられた場合	○	
障がい給付金	被保険者が不慮の事故により所定の身体障がいの状態になられた場合	○	
入院給付金(病気による)	被保険者が病気により所定の入院をされた場合		○
入院給付金(災害による)	被保険者が不慮の事故により所定の入院をされた場合	○	○
手術給付金	被保険者が「公的医療保険制度」の対象となる所定の手術を受けられた場合		○
放射線治療給付金	被保険者が所定の放射線治療を受けられた場合		○

複数の保険金・給付金をお受取りいただける可能性がございます。以下は代表的な事例となりますので、ご請求に際してはご請求もれのないよう、ご加入の商品ごとの保障内容を十分にご確認ください！
※保険金・給付金のご請求手続きは、ご加入の商品ごとに必要となります。

【事例】 病気や不慮の事故が原因で所定の入院をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
不慮の事故により入院した。

不慮の事故により所定の入院をされた場合、団体定期保険・総合医療保険（団体型）のそれぞれで入院給付金をお受取りいただける可能性がございます。
注）団体定期保険で保障される入院は、不慮の事故が原因で入院された場合に限られますので、病気が原因で入院された場合には入院給付金をお受取りいただけません。

【事例】 不慮の事故が原因で所定の身体障がい状態になられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
不慮の事故により指を切断したため入院したが、障がい状態は回復せず所定の身体障がい状態となった。

入院給付金のみご請求いただき、障がい給付金についてご請求いただいているないケースがみられます。
障がい状態が回復せず所定の身体障がい状態となられた際に障がい給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 手術をされた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
入院を伴わない手術は支払いの対象にならないと思い、手術給付金の請求をしなかった。

総合医療保険（団体型）では、入院期間を問わず、「公的医療保険制度」の対象となる手術等を受けられた際には手術給付金をお受取りいただける可能性がございます。

【事例】 放射線治療を受けられた場合

たとえば・・・こんな事例の場合
放射線治療を受けた。

総合医療保険（団体型）では、「公的医療保険制度」の対象となる放射線治療等を受けられた際には、放射線治療給付金をお受取りいただける可能性がございます。

上記内容は、給付金等を適切にお受取りいただくためにご確認いただきたい代表的事例をあげたものです。
保険金・給付金等のお受取りについては所定の要件を満たす必要がありますので、保障内容の詳細は必ず加入勧奨パンフレットや【契約概要】「主な保障内容」をご参照ください。

MEMO

重要事項説明書

入院保障保険(終身型 09)

この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

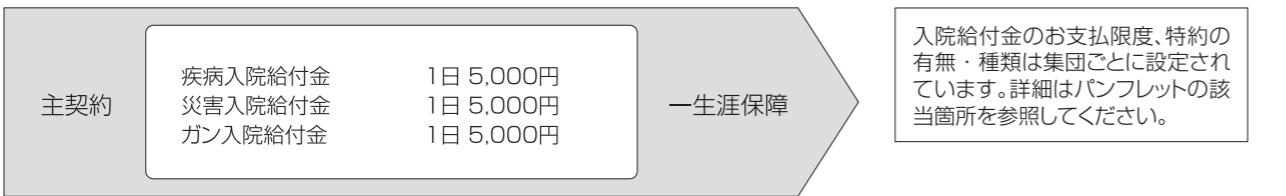
※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

〈契約概要〉

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 入院保障保険(終身型 09)
特 徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。
仕組図 【入院給付金日額 5,000円の場合】



ご契約

(※)死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されているため、死亡保険金はありません。

■保険期間

保険期間は、終身です。

■主なお支払事由とお支払限度

入院保障保険(終身型 09)の主なお支払事由とお支払限度はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

■保険料払込免除について

被保険者が傷害、疾病または所定のガンにより、所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故によりその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。
ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円または10,000円とします。

■保険料について

保険料は集団払月払とします。保険料はパンフレットの該当箇所をご確認ください。
保険料は集団を通じて所定の方法により払込んでいただきます。

集団から脱退後、当該集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

主契約のほか特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

〈注意喚起情報〉の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

〈注意喚起情報〉

「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。ご契約の変更の場合は変更前のご契約に戻ります。

ただし、アクサ生命所定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。

<お申出方法>

・お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020 東京都港区白金1-17-3 アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。

・郵便(はがき、手紙)にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金領収証を受領している場合は記載の番号(表面右上)および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

●健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)

・被保険者やご契約者には保険金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出して、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

●告知受領権は生命保険会社が有しています。

・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。
生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。

・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、ご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。

・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受け対応を行っております。傷病歴がある場合でも、その内容によってはお引受けすることができます。(お引受けできないことや「特別保険料の附加」「保険金の削減支払」「特定疾病不払法」「特定部位不払法」などの特別な条件をつけてお引受けすることができます。)

●お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することができます。(告知義務違反)

・告知いただいた内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載しております。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。

・責任開始の日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。

・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

(ただし、「保険金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることができます。)

※なお、前記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。)また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

・このご契約には集団特約に「第1回保険料を集団から払い込む場合の特則」が付加されますので、お申込みいただいたご契約をアクサ生命が承諾した場合には、第1回保険料相当額が給与より控除された日(または契約者指定口座から振り替えられた日)にお払込みがあったものとして、その日よりアクサ生命はご契約上の責任を負います。ただしその日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は責任は開始されません。契約日は責任開始期の属する月の翌月1日とします。

・生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などのお支払いについて

・お客さまのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。

・お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。

・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。

・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することができますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■保険金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできることがあります。

・給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害などが原因でお支払事由に該当した場合を対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害などが原因でお支払事由に該当した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。
※「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常(症状)を自覚または認識した時点をいいます。
※責任開始期から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した病気または発生した傷害を原因とするものであっても、給付金などをお支払いします。

- ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しなった場合
- ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- ・保険契約について詐欺により取消しなった場合や、保険金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ・保険金などの免責事由に該当した場合(例:責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など)

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- ・保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

・お払込みの猶予期間は、

月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで

年払・半年払契約………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(契約応当日がない月の場合は、その月の末日)まで(ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各月末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各月末日までです。)

・前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了日の翌日から効力を失います(ご契約の失効)。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。

・いつたん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

・この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。(保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。)

・保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。(保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限ります。)

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL: 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午 午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～

現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- ・一般的な契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかつたことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL: 0120-568-093(受付時間: 月～金: 9:00 ~ 19:00 土: 9:00 ~ 17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談グループへご連絡ください。

アクサ生命お客様相談グループ

TEL: 0120-030-775(受付時間: 9:00 ~ 17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

・(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまなお相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <http://www.seihohogo.jp/>)

・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

〈その他重要なお知らせ〉

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■申込書のご記入について

申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)、告知書(告知欄)は被保険者ご自身でご記入ください。また、記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

保険金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

●集団扱でご契約になれるのは、当該集団の所属員・構成員の方のみです。

・集団扱をご利用のご契約者が当該集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。

●当該集団から脱退後に、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法(経路)に変更が必要となります。

・他の払込方法(経路)には、口座振替扱、送金扱、店頭扱、集金扱があります。詳しくは、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご確認ください。

・他の払込方法(経路)に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、パンフレット記載のアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター TEL: 03-6757-0310(受付時間: 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

●アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用いたします。

・保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>、アクサ生命の営業店または本社をご覧いただけます。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度について

アクサ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約などのお引き受けの判断あるいは保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」(全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。)にもとづき、アクサ生命の保険契約などに関する所定の登録事項(ご契約者および被保険者の氏名、死亡保険金額、入院給付金日額など)を共同して利用しております。

*詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

■支払査定時照会制度について

アクサ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約などの解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、アクサ生命を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する所定の相互照会事項記載の情報(被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額など)を共同して利用しております。

*詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

重要事項説明書

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

この「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

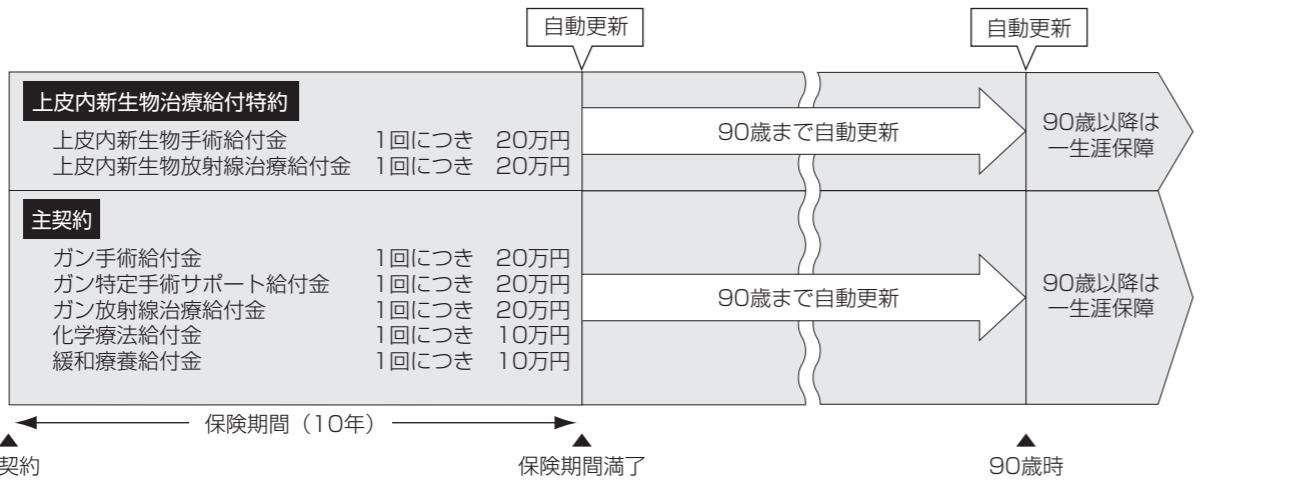
〈契約概要〉

「重要事項説明書(契約概要)」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)
特徴 所定のガンの治療を目的とした手術、放射線治療、化学療法および所定のガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした緩和療養を保障する商品です。

仕組図 【主契約 基本給付金額:10万円、上皮内新生物治療給付特約 特約基本給付金額:10万円、保険期間:10年の場合】



※上記は、ご契約いただく商品の代表例を示しております。

給付金のお支払限度、特約の有無・種類は団体ごとに設定されています。詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■保険期間

保険期間は、10年です。

※保険期間満了日の2カ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、健康状態にかかわらず、ご契約は自動的に更新されます。更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。

※更新後のご契約の保険期間満了日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。
※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。

■主なお支払事由とお支払限度

ガン治療保険(無解約払いもどし金型)の主なお支払事由とお支払限度はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

■保険料払込免除について

被保険者が傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故によりその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。

ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の基本給付金額は5万円、10万円、15万円または20万円とします。

■保険料について

保険料は団体取扱月払とします。保険料はパンフレットの該当箇所をご確認ください。

保険料は団体を通じて所定の方法により払込んでいただきます。

団体から脱退後、当該団体を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

主契約のほか特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細はパンフレットの該当箇所を参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

〈注意喚起情報〉の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

〈注意喚起情報〉

「給付金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書(注意喚起情報)」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払みいただいた日、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除することができます。この場合、お払みいただいた金額をお返しいたします。
ただし、アクサ生命所定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。
<お申出方法>
・お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。
・郵便(はがき、手紙)にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金領収証を受領している場合は記載の番号(表面右上)および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

●健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)
・被保険者やご契約者には給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出して、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

●告知受領権は生命保険会社が有しています。
・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。
生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。

●ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などの請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。

●告知の内容によっては、ご契約をお断りしたりする場合があります。

●お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)
・告知いただいた内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載しております。もし、これらについて、ご契約者はまたは被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求める事項について、事実を告知されなかつたり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することができます。
・責任開始の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由などが2年内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することができます。
・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
(ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)

※なお、前記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)からの年数は問いません。(告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。)また、すでにお払みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

・このご契約は、ご契約日が責任開始の日となります。ただしご契約日までに契約申込書(告知書)が提出されない場合は、責任は開始されません。生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■給付金などのお支払いについて

・お客さまからの請求に応じて、給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご連絡ください。
・お支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払い」についてお支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的な事例を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合にはご連絡ください。

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■給付金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
- 給付金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
- 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合

- ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態に該当された場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

※この保険の場合、被保険者が告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたときは、ご契約は無効となり、給付金などはお支払いできません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- 保険料は払込期月(保険料をお払込みいただく月)内にお払みください。払込期月内にお払みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。

- お払みの猶予期間は、

月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで

年払・半年払契約………払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日(契約応当日がない月の場合は、その月の末日)まで(ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。)

前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います(ご契約の失効)。失効になりますと給付金などのお支払事由が発生しても給付金などのお支払いはできません。

いつたん失効したご契約でも、失効後6ヶ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料(およびその利息)のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。

ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

- この保険は、解約された場合、払いもどし金はありません。

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。

- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。

保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

「月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)午前9時～正午 午後1時～午後5時」

ホームページアドレス <http://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～

現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。

- 一般のご契約と同様に告知義務があります。

「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は、「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。

また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。

よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかつたことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。

新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター

TEL : 0120-568-093(受付時間：月～金：9:00～19:00 土：9:00～17:00 日・祝日・年末年始のアクサ生命休業日を除く)

- ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談グループへご連絡ください。

アクサ生命お客様相談グループ

TEL : 0120-030-775(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。

(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス：<http://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

〈その他重要なお知らせ〉

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■申込書のご記入について

申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身(被保険者欄は被保険者ご自身)、告知書(告知欄)は被保険者ご自身でご記入ください。

また、記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

給付金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■団体取扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 団体取扱でご契約になれるのは、当該団体の所属員・構成員の方のみです。

・団体取扱をご利用のご契約者が当該団体の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。

- 当該団体から脱退後に、当該団体を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法(経路)に変更が必要となります。

・他の払込方法(経路)には、口座振替扱、送金扱、店頭扱、集金扱があります。詳しくは、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご確認ください。
・他の払込方法(経路)に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

アクサ生命の担当者(生命保険募集人)の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合は、パンフレット記載のアクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターまでご連絡ください。

アクサ生命カスタマーサービスセンター TEL : 03-6757-0310(受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日・年末年始のアクサ生命休業日を除く)

■個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

- アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用いたします。

・保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い

・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理

・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実

・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページ <http://www.axa.co.jp/>、アクサ生命の営業店または本社でご覧いただけます。

■支払査定時照会制度について

アクサ生命は、(一社)生命保険協会、(一社)生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約などの解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、アクサ生命を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する所定の相互照会事項記載の情報(被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額など)を共同して利用しております。

*詳細は、(一社)生命保険協会ホームページ(<http://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。

MEMO

MEMO